

雇用就農資金のねらいと 事業実施の留意点

「雇用就農資金」のねらい

- ① 農業者の高齢化・後継者不足と、規模拡大・経営多角化による幅広い人材の確保が急務
- ② とりわけ、世代間バランスのとれた農業就業構造にするため2023年までに新規就農者の定着を拡大し、40代以下の農業従事者40万人の確保が必要
- ③ 雇用就農者や独立を目指す新規就農者を確保・育成し、40代以下の農業人材の確保と地域農業の発展を支援をめざす



**次世代の農業を担う人材の
育成・確保および定着率の向上**

「雇用就農資金」の支援の概要

雇用就農の促進のため、
49歳以下の就農希望者を
新たに雇用する農業法人等に対して
資金を助成する

次世代の農業を担う人材の育成・確保および定着率の向上

事業応募の要件：定着率要件

雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業において平成30年度～令和4年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が2人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた雇用就農者等の数の1／2以上であること

事業応募の要件：増加分支援要件

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝**増加分支援要件**）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を雇用しなければならない。補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とする
※詳細は12頁を参照。

募集・助成等の期間と助成額

募集回	募集期間	支援期間	支援対象となる新規雇用就農者の採用日
第1回	2023年3月1日～4月4日	2023年 6月1日～2027年5月31日	2022年 6月1日～2023年 2月1日
第2回	2023年 7月5日～8月8日	2023年10月1日～2027年9月30日	2022年10月1日～2023年 6月1日
第3回	2023年10～11月（予定）	2024年 2月1日～2028年1月31日	2023年 2月1日～2023年10月1日

助成期間	助成額 ※1,2
最長 4年間	年間最大 60万円 (月額 5万円)

※1 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

※2 新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出身者等）の場合は年間最大15万円（月額1.25万円）が加算されます。

忘れてはいけない主な要件

- 要件を満たさない場合、採択取り消し
- 虚偽・不正が認められた場合、ブラックリストに

1 法人等雇用就農者および農業法人等の要件

(1) 法人等雇用就農者の要件

- ① 2022年6月1日から2023年2月1日までに農業法人等で正社員（独立希望者は従業員でも可）として就業を開始しており、支援開始日時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満を経過している者であること
- ② 過去の農業就業期間等(正規の従業員、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む)または農業研修の期間が5年以内であること
- ③ 法人等雇用就農者が代表者の3親等以内の親族の場合、代表者と同居しておらず、かつ親族以外の正社員がおり雇用条件が同等であること
- ④ 法人等雇用就農者が外国人の場合、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること
- ⑤ 法人等雇用就農者が過去に本事業または、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業で採択されたことがないこと

※助成を受けずに研修を中止、または取り下げている場合は除く

- ⑥ 過去に農業法人等で就農準備資金（2021年度以前は農業次世代人材投資資金の準備型、2016年度以前は青年就農給付金の準備型）、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業、または就農準備支援事業の交付を受けていないこと(ただし、過去に農業法人等で準備型または就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付を受けて研修していた耕種・畜種の職種と、本事業における研修の職種が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で準備型または就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付を受けて研修していた場合はこの限りでない)

(2) 農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営み、本支援終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること
- ② 法人等雇用就農者は正社員(農業法人等の役員は含まない)として雇用(雇用契約を締結)し、1週間の所定労働時間(年間平均)が原則として35時間以上であること

※障がい者の場合は20時間以上

※正社員とは1週間の所定労働時間が当該農業経営体の他の従業員と同じ(就業実態に即したフルタイムの勤務体系であり、嘱託、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く)で、雇用期間の定めのない者

※研修後に独立等をすることを前提とした法人等雇用就農者(以下「期限付き法人等雇用就農者」)については、従業員として雇用契約を締結すること

※育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合の1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）については20時間以上で可とする

③ 法人等雇用就農者を農畜産物の生産(当該農畜産物の加工・販売を含む)に従事させ、栽培・飼養技術、加工・販売のノウハウ等を指導すること。なお、研修はおおむね年間300時間以上行うこととし、栽培・飼養技術の研修は、必須とする。また、期限付き就農者については、経営ノウハウを身に付ける研修を、必須とする

④ 十分な指導ができる研修指導者(農業経験 5 年以上。経営主本人を含む。法人等雇用就農者 1 名につき複数名設置可能)を置き、技術、経営ノウハウを習得させるための指導を行うこと

※ 5 年未満の場合、認定農業者（ただし、法人の場合、研修指導者は代表者に限る）、または経営開始型の早期経営確立者であれば可

⑤ 法人等雇用就農者を雇用保険、労災保険に加入させること。また、法人については、厚生年金保険・健康保険に加入させること

⑥ 常時10人以上の従業員がいる場合、就業規則を提出すること(賃金規程等の別に定める規程がある場合は併せて提出)

⑦ 労働基準法等で定められた管理帳簿(出退勤・休憩時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿の法定 3 帳簿)を整備していること

- ⑧ 従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務日数1年ごとに、その数に1日（3年6ヶ月以後は2日）を加算した有給休暇を総数が20日に達するまで付与すること
- ⑨ 次の項目を就業規則等に規定している又は研修開始後1年以内に新たに規定すること
- (ア) 労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること
- (イ) 毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の休日を確保すること
- ⑩ 次の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと（(イ)の場合には、既に取り組んでいる又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと）
- (ア) 就業規則等（労使協定の締結含む）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること
- (イ) 従業員の人材育成および評価の仕組みを整備すること
- (ウ) 農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること
- ⑪ 過去に、雇用及び研修に関して法令の違反や虚偽の報告など、本事業および農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消等のトラブルがないこと（是正後1年を経過していれば可）

- ⑫ 過去に返還すべき助成金がないこと
- ⑬ 法人等雇用就農者の就農状況等の調査について、事業期間中、事業終了直後及び事業終了1年後に報告することを確約していること
- ⑭ 研修の実施に対する助成や、本事業の支援期間と重複する雇用に対する国の公的助成を受けていないこと
※ 正規雇用前までの「トライアル雇用」は可
- ⑮ 平成30～令和4年度までに本事業および農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業の研修を開始した研修生（法人等雇用就農者）が2人以上いる場合、農業に従事している者の数が過去受け入れた者の2分の1以上であること
※要件違反等の理由で採択取消となった場合、該当研修生（法人等雇用就農者）が農業に従事しているかに拘わらず離農扱い
-
- ⑯ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載すること
- ⑰ 研修指導者または経営者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修またはセミナーを内容に組み入れた指導者養成研修会に出席すること
- ⑱ 法人等雇用就農者に日本農業技術検定※を受験させる等またはその他の手法により技術習得状況の確認に努めること
- (※参考)日本農業技術検定 スケジュール
受験日:【第1回】2023年 7月8日(土) (申込期限:2023年4月27日～6月2日)
【第2回】2023年12月9日(土) (申込期限:2023年10月2日～11月2日)
詳細: <https://www.nca.or.jp/support/general/kentei/>
- ⑲ 達成目標と具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により、従業員と共有すること

(3) 補完雇用就農者の要件

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（**＝増加分支援要件**※¹）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が離農※²している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（**＝補完雇用就農者**）を雇用する必要がある。

補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とし、主な要件は次の①～⑥のとおり。

※ 1 「増加分支援要件」の確認イメージは12頁を参照

※ 2 「離農」に該当するかどうかは11頁を参照

- ① 当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となつた法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。
ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする
- ② ①の採用日時点で原則50歳未満であること
- ③ 過去の農業就業期間等が5年以内であること
- ④ 雇用保険及び労災保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること

⑤ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が35時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は20時間以上で可とする。なお、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない

⑥ ①で締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない



※法令違反、虚偽の申請、不正等があった場合、次回から雇用就農資金を実施できなくなるので要注意！

補完を要する場合（離農にかかる判断）について

支援対象者の定着・離農にかかる判断については以下①を基本とし、②の「やむを得ない事情である場合」及び③の「助成金支払いがなされていない場合」は補完を要しない。

① 定着・離農にかかる判断

【定着していると判断するケース】

研修中、研修後も勤務中、独立就農、実家・親元で就農、転職（農業関係）
就学・研修（農業関係）

【離農していると判断するケース】

転職（農業関係以外）、就学・研修（農業関係以外）、進路未定、不明

- ② ただし、雇用就農者等が多様な人材（障害者および生活困窮者、刑務所出身者等）である場合や法人等雇用就農者の死亡、天災その他やむを得ない事情であると全国農業会議所が認めた場合は、補完を要しない
- ③ 助成金の支払いがされていない「取り下げ」及び「中止」等は補完を要しない

増加分支援要件について

増加分支援要件 確認イメージ

	雇用就農資金（以下、事業という）を活用した（＝助成金交付実績がある）者。事業実施中を含む							
	事業の対象になっていない者							
	その他（助成金交付がなく中止した者、多様な人材ややむを得ない事情により離農した者等）							
※A氏は、経営体で初めて事業を活用した者とする								
※定着・離農は「今回応募」を行う時点での状況とする								
正社員採用実績								
例①	A氏 離農	B氏 定着	C氏	事業活用者	事業の対象になっていない者	b-a≥ 0の場合、申請可		
	2022.4入社	2023.1入社	2023.6入社	定着 離農(a)	定着(b) 離農	b-a	判定	
	2023.3離農			1人 0人	1人 1人 0人	0	申請可	
例②	A氏 離農	B氏 離農	D氏	事業活用者	事業の対象になっていない者	b-a≥ 0の場合、申請可		
	2022.4入社	2023.1入社	2024.4入社	定着 離農(a)	定着(b) 離農	b-a	判定	
	2023.3離農	2023.8離農		1人 0人	2人 1人 1人	0	申請可	
例③	A氏 離農	B氏 離農	C氏 定着	事業活用者	事業の対象になっていない者	b-a≥ 0の場合、申請可		
	2022.4入社	2023.1入社	2023.6入社	定着 離農(a)	定着(b) 離農	b-a	判定	
	2023.3離農	2024.3離農	2024.4入社	2人 1人	1人 0人 1人	-1	申請不可	
例④	A氏 離農	B氏 離農	C氏 離農	E氏	事業活用者	事業の対象になっていない者	b-a≥ 0の場合、申請可	
	2022.4入社	2023.1入社	2023.6入社	2024.4入社	定着 離農(a)	定着(b) 離農	b-a	判定
	2023.3離農	2024.3離農	2024.3離農		1人 0人	2人 1人 1人	0	申請可
※経営体は、応募の際に増加分支援要件を判定するため、事業申請書（様式第2号）にて①事業活用者と②初回事業活用以降に採用した事業対象にならない正社員について記載して申請する。								
※農業会議等は、現地確認等の際に、申請内容が正しいかどうか労働者名簿等をもとに定着・離農状況を確認する。								

例①：事業を活用したA氏が離農、事業の対象にならないB氏が定着している

→経営体として、C氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は1名・

C氏で2人目、事業活用者は1名・C氏で2人目

→今回応募のC氏は新規雇用就農者の「増加分」にあたるため、応募申請可能

例②：事業を活用したA氏が離農し、その後に雇用したB氏も離農、

事業の対象にならないC氏が定着している

→経営体として、D氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は1名・

D氏で2人目、事業活用者は1名・D氏で2人目

→今回応募のD氏は新規雇用就農者の「増加分」にあたるため、応募申請可能

例③：事業を活用したA氏が離農し、その後にB氏・C氏を雇用

C氏が事業対象として採択されたが、その後にB氏は離農。C氏は定着

→経営体として、D氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は1名・

D氏で2人目、事業活用者は2名・D氏で3人目となる

→今回応募のD氏は、経営体にとって2人目の定着を目指す新規雇用就農者

であるが、既に2名を事業活用してしまっている

→今回応募のD氏は新規雇用就農者の「増加分」にあたらないため、応募申請不可

※ C氏の採択（支援開始）後に、A氏の補完雇用就農者となっていたB氏が離農しても、
支援開始日以降にC氏が支援取消になることはない。

例④：事業を活用したA氏が離農し、その後にB氏・C氏を雇用

C氏が事業対象として採択されたが助成金交付を受けずに中止、B氏も離農、

事業の対象にならないD氏は定着している

→経営体として、E氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は1名・

E氏で2人目、事業活用者は1名・E氏で2人目となる

→今回応募のE氏は新規雇用就農者の「増加分」にあたるため、応募申請可能

雇用就農者の育成・定着のためのヒント ～業務日誌を記録してみよう！～

業務日誌とは：従業員が日々の作業内容や指導されたポイントなどを記録する日誌

★業務日誌を記録する意義

○ 年間を通した業務の流れ・作業のポイントを理解できる

新規雇用就農者にとっては、日々、初めて体験する作業の連続です。

記録する内容は、簡単でも問題ありません。日々の作業内容や反省点を蓄積し、いつでも振り返れる状況にしておくことで、年間を通した業務の流れの理解・翌年度以降のスムーズな業務遂行につながります。

独立支援タイプの新規雇用就農者にとっても、蓄積された記録は、自身の経営を開始したときに大きく役立つでしょう。

○ 新規雇用就農者の理解状況を知ることができます

新規雇用就農者が業務をどのくらい理解しているか、指導者が業務日誌に目を通して把握しやすくなります。

また、雇用就農者の心理・身体状況はどうか、業務を行う上で困ったことはないかなど、日々のコミュニケーションの中では見えづらい部分の把握を助けることも、業務日誌を記録する目的の一つです。

参考：業務日誌の記入例

農業は、基本作業は同じであっても天候によって作業内容は変化します。
天候を記入することで、より緻密で振り返ったときに役立つ日誌になります。

1	2	3	4	5	《今週の指導者コメント》
[業務時間] 8:44 [天気] 晴れ [業務内容] 9月29日に並べたタマネギ苗箱の被覆剥ぎを3列行い、被覆に使用しているシートの巻き取りを行った。シート巻き取り方の指導を受けた。葉ニンニク播種を7列行い、葉ニンニクの播種方法について指導を受けた。	[業務時間] 8:30~18:04 [天気] 晴れ [業務内容] 播種機を使い900枚分タマネギ(品種●●)の播種を行った。その後、ブルームスプレイヤーの条間除草機の整備を行った。年末までの作業計画会議に参加。	[業務時間] 8:30~18:43 [天気] 晴れ [業務内容] 昨日に引き続きタマネギ(品種●●)の播種を900枚行つた。その後、コンバイン(機械名:△△)で稻刈り(ヒノヒカリ)を行い、137.86a分刈り取つた。その際、畦、畦際のコンクリートにコンバインの爪をぶつけてしまい曲げてしまい刈取り方法について指導を受けた。要因として自身の注意不足と畦草が茂っていたことでの視界不良だと考えた。そこで、畦草刈りの重要性に気付いた。次回からは稻刈りシーズンまでに出来るだけ畦草の除草を行いたい。また、畦際を刈る際に無理して刈らず最後に逆刈りを行うようにする。	[業務時間] 8:30~19:18 [天気] 曇り [業務内容] コンバイン(機械名:△△)で稻刈り(ヒノヒカリ)を行い、137.86a分刈り取つた。その際、畦、畦際のコンクリートにコンバインの爪をぶつけてしまい曲げてしまい刈取り方法について指導を受けた。要因として自身の注意不足と畦草が茂っていたことでの視界不良だと考えた。そこで、畦草刈りの重要性に気付いた。次回からは稻刈りシーズンまでに出来るだけ畦草の除草を行いたい。また、畦際を刈る際に無理して刈らず最後に逆刈りを行うようにする。	[業務時間] 8:30~11:59 [天気] 雨 [業務内容] ブームスプレイヤーの条間除草機の整備と当分使用しないため取り外しを行つた。二度目の整備でおまかに点検箇所・整備法・部品の交換法を学ぶことができ、次回から自分だけでも出来るようになった。	コンバイン操作を指導した。欠損事故が発生したが雑草管理が事故につながることを学んでほしい。また圃場毎に回り方を判断できる様指導した。
■研修時間(3時間)	■研修時間(2時間)	□研修時間(時間)	■研修時間(3時間)	□	可能な限り、1週間に1回は指導者が日誌を確認し、記載内容に間違いがないかや、業務成果や課題、気をつける点等コメントを記入し、共有しましょう。

業務日誌の参考様式（Excel）を、

雇用就農資金ホームページ（農業をはじめる.JP）に掲載しています。

ぜひご活用いただき、新規雇用就農者の育成・定着に役立ててください！

URL：https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/conducted/

※ 業務日誌の記入・提出は事業要件ではありません

法人等雇用就農者による 他事業（新規就農）の活用について

- 採択された法人等雇用就農者に必ず伝えてください。

	事業名	可否
「雇用就農資金」 (法人等へ就職・研修) 最大60万円/最長4年 法人等に支給 ※今回の事業	「就農準備資金」 (新規就農前に研修) 最大150万円/最長2年 研修生本人に支給	原則不可 交付主体の都道府県 (公社) 等に確認が必要。 ※雇用就農資金、就農準備資金は、どちらも 研修の実施を前提(要件)としているため
	「経営開始資金」 (新規就農後に交付) 最大150万円/最長3年 研修生本人に支給	原則可能 交付主体の市町村に 確認が必要

【雇用就農資金】雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成
【就農準備資金】次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付
【経営開始資金】次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付

51 新規就農者育成総合対策

【令和5年度予算概算決定額 19,225（20,700）百万円）
(令和4年度補正予算額 2,600百万円)

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等の取組を支援します。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、リカレント教育の充実等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

① 経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4）

② 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長3年間

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長2年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 就農就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

2. 資金面の支援

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

就農後の経営発展のために、具が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

① 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。

② 研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。

③ 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、社会人向け農業研修の実施を支援します。

② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。

③ 都道府県等による現役農業者へのリカレント教育の充実を図り、地域におけるデジタル・グリーン分野の人材育成の取組を支援します。

④ インターンシップ、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

（令和4年度補正予算）新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、就農後の初期投資の促進等を支援します。

1. 経営発展への支援

① 経営発展支援事業※1

（農業機械・施設等における新規就農者等が対象）

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長2年間

補助率：国10/10

② 農業教育高精度化事業

（農業大学校・農業高校等における新規就農者等が対象）

・農業機械・設備等の導入等を支援

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化

・現場実習や出前授業の実施等

③ 農業人材確保推進事業

（農業人材確保推進事業に対する新規参入者等が対象）

・農業団体等による現役農業者に対する指導

・社会人が働きながら受講できる研修の実施

④ 農業者キャリアアップ支援事業

（都道府県等による現役農業者に対するデジタル・グリーン分野の人材育成強化等）

※1 取組計画に応じた事業採択方式

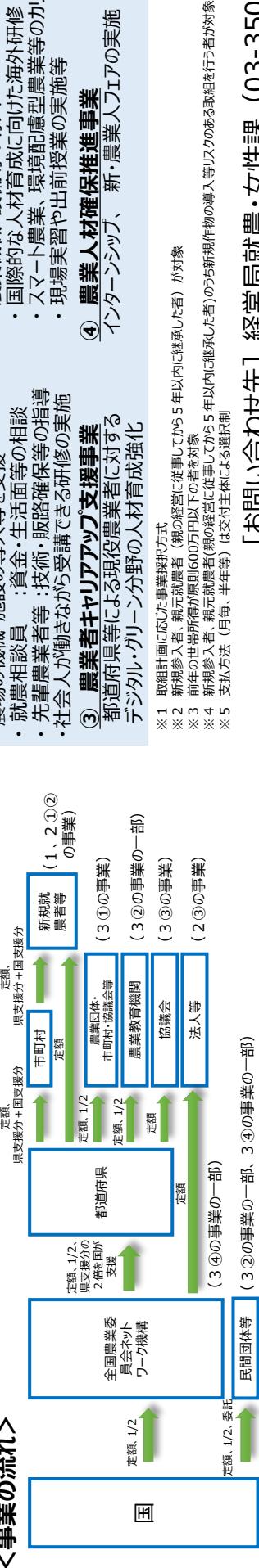
※2 新規参入者、親元就農者（現の経営に從事してから5年以内に継承した者）が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の方を対象

※4 新規参入者、親元就農者（現の経営に從事してから5年以内に継承した者）のうち新規参入者の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法（毎年、半年等）は交付主体による選択制

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課（03-3502-6469）